

沖縄県屋外広告物条例の一部改正する条例（案）について

改正の目的及び必要性

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号。）は、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として制定された。

(1) 景観地区・準景観地区の禁止地域指定

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定により、都道府県は条例で、良好な景観の維持等のため、広告物の表示を禁止する地域、広告物を表示する場合の許可等広告物の表示等に関し必要な制限を定めることができる。そこで、都市計画法の規定により定められた景観地区及び景観法の規定により指定された準景観地区は、良好な景観形成や保全を図ることを目的としているため、これらの地区を禁止地域に指定し、広告物等に関し必要な制限をする。

(2) 規制の弾力化（デジタルサイネージ、エリアマネジメント）※要許可

○デジタルサイネージ

道路などの禁止地域において、公共交通機関の旅客待合施設等や多言語表示に対応した観光案内図板等公共デジタルサイネージを含む公益上必要な施設等に民間広告を表示し、その施設等の設置・管理費用に広告料収入を財源として充てる

○エリアマネジメント

禁止地域及び一部の禁止物件において、良好な環境の形成やエリアの魅力向上等を図るための地域の公共的な取組（エリアマネジメント活動）に対し、安定的な活動財源として、公共空間等での広告収入を充てることで、良好な景観の創出を推進していく。

(3) 安全確保のための改正

近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、こうした屋外広告物が落下する事故が発生している。沖縄県においても、塩害や台風等により屋外広告物の劣化が懸念されることから、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、所有者又は占有者の管理義務を明記、専門的知識を有する者の点検及び結果の報告を条例で義務づけ、あわせて点検報告書の内容を改正する必要がある。